

## 自然公園法施行規則に追加する風力発電施設に係る審査基準に対する意見の概要と対応方針について

該当箇所		意見要旨	件数	対応方針
1	全般	少しでも設置しやすい審査基準となるよう規制緩和を希望。	2	今後、国立・国定公園の指定の趣旨を損なわず当該地域の風致景観への影響が少ない場合について風力発電施設の設置を認めていくこととしています。
2		景観保全に関する考えは主観的なものであり、人工的なものも歴史の変遷を経て美しい景観の一部となりうる。生態系を壊さない限り設置可能と考える。	1	景観は人間の心的現象であるとされており純粋に物質的な現象ではありませんが、景観把握については人間に共通した視知覚特性等によって規定されていることから、適切な目標設定を行うことにより分析・評価が可能と考えられます。また、特に商業用の大規模な風力発電施設については、それ自体が風景の主対象となり、国立・国定公園内においては保全すべき自然景観を一変させ、著しい影響を与えるおそれがあるので、個別事案ごとに十分な審査を行うことが必要です。
3		地区行政及び住民意見が充分反映され、ケースバイケースの審査が行われることを要望。	1	必要に応じて、地域住民からの意見について環境調査結果への記載を求め、審査の参考とする予定です。また、個別事案ごとに風致景観への支障の有無等について審査を行うこととなります。
4	基準の内容 (1)ロ 当該風力発電施設が主要な展望地から展望する際の著しい妨げにならないこと」	極力各公園ごとに「主要な展望地」のポイントを明示し、事前検討の用に供してほしい。また、その「展望地」は「自然公園内」の展望地であることを明記してほしい。	1	「主要な展望地」とは、解釈上「利用者の展望の用に供するための園地、広場、休憩所、展望施設のほか公園事業たる道路のうち利用者の展望の用にも供されている区間」と定義されており、当該公園の利用計画上位置付けられた利用施設のうち、現在の利用状況等を勘案して決定することとなります。また、以上の解釈から、「主要な展望地」は公園内に位置する利用施設であるといえます。
5		基本的な考え方は理解できるが運用によっては設置できる場合が非常に限定されるので、個別事案に応じた柔軟な運用を要望。	1	ご指摘の「柔軟な運用」の意味するところは必ずしも明らかではありませんが、今後は個別事案に応じて基準に基づいた適切な審査を行うこととしています。
6		細部解釈として示された「道路」は車を止めて公園を見晴らすことのできる総ての場所が該当すると考えられるが、その場合建設可能な地点は殆どないので、具体的なエリアの絞り込みをすべき。	1	自然公園法上は、具体的な事業計画に対する個別の審査を行うこととなり、設置可能な場所が存在するかどうかはその審査の結果として表れることとなります。
7		この基準では海水面において建設不可能と考えられる。今後洋上発電の研究開発が進むことが考えられ基準の変更が必要。	1	当該基準によって海水面において建設が不可能となるとは考えておりません。
8	(1)ハ 当該風力発電施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと」	山稜線を分断する場合であっても、景観への影響が少ないと判断される場合には許可できる趣旨を、解釈・運用として盛り込むべき。	7	ご指摘の趣旨を踏まえた対応を検討します。
9		検討評価の際には展望地（視点場）を特定する必要があるため、「主要な展望地から展望する場合山稜線を分断する等・・・」と修正すべき。	1	基準上明記されていませんが、視点場としては「当該公園の眺望対象を眺望する際に利用される主要な展望地（ただしここでは公園の内外を問わない）」であると考えられるため、その旨については運用通知を通じて周知することとします。
10		風力発電の特性として山岳地帯で設置する場合には山稜線に設置するのが基本。また、眺望の妨げに関する基準としては(1)ロの規定で充分であるため、本項を削除すべき。	2	(1)ロの規定は公園内の主要な展望地周辺の保全に係るものである一方、ハの規定は公園内外を問わない視点場から眺望した際の眺望対象の保全に着目したものであることから、(1)ロで充分ではなく原案どおりハの規定が必要と考えています。

11	(3) 当該風力発電施設の外部の色彩又は形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと	色彩及び形態の他、騒音に関する規制基準を設けるべき。	1 騒音については(6)の規定により審査を行うこととしています。
12		風車の色・形は既製品的に決定されており変更の幅は限られる。また、白亜の風車は必ずしも環境に影響を与えないことから、本項を削除すべき。	1 現在のプロペラ式風車の形状等はある程度定まっていますが、今後の技術開発の進展等によりさまざまな形状の風車が設置される可能性があること、また色彩についても明度・彩度を落とすなど周辺の風致景観になじむよう検討が必要であることから、本項を削除せず原案どおりとします。
13		大型風車に必要な航空障害塗装は周囲と調和しないように施されていることから、このような場合を除外すべき。	1 航空障害塗装や航空障害灯の設置については、期待される機能を果たしつつ可能な限り周囲の風致景観と調和を図ることを前提に風致景観への支障の程度を審査することが必要と考えています。
14	(4) 大規模な切土又は盛土を伴わない等、当該風力発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること	当該風力発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること」を、「当該風力発電施設や取り付け道路などを含むそれに関連する行為に係る…」と修正する。 (理由) 送電線や変電所の設置、取り付け道路についても影響が大きいため、「風力発電施設」に係る範囲を明らかにする必要がある。	1 一定以上の規模を持つ送電線、取り付け道路の新築等については、本項目において扱う「風力発電施設」の範囲には該当せず、それぞれ個別に別基準に基づく審査を行うこととなります。
15		「大規模な切り土又は盛り土を伴わない等」の表現については不必要。基準としては後段のみで充分と思われるため削除すべき。	7 ご指摘のとおり修正します。
16	(5) 支障木の伐採が僅少であること	「僅少」を「必要最低限」に修正すべき。 (理由) 解釈が個人的な判断に委ねられることを懸念。また、数本のみの伐採と解釈された場合設置が不可能。	6 本項に言及されている「僅少」については必ずしも当該数量が「数本」であることを意味するのではなく、「僅か」であると同時に事業の実施にあたっての「必要最小限」の概念をも含むものであると考えられるため、原案から修正の必要はないものと考えられます。
17	(6) 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること	野生動植物の生息又は生育上」を「渡りをする動物を含む野生動植物の…」と修正するなど、「渡りをする動物の主要な移動経路等が含まれる旨を明記すべき。	2 「野生動植物」に渡りをする動物が含まれることは自明であるため、原案どおりといたします。
18		本項は生物多様性への影響を回避軽減することを目的としていると考えられるため、それ以外の記載内容である「その他の風致又は景観の維持上」を削除すべき。	7 本項においては、動植物への影響のみならず騒音等、(1)から(5)の規定によらない事項が含まれるものです。
19		他の基準との整合を図り「重大な」を「著しい」に変更すべき。	1 従前の用例に従った表現であることから原案どおりとします。
20	その他	施設設置を前提としない風況調査(通常1年間)の扱いはどうなるのか。調査地点での景観上問題がなければ認めても良いのではないのか。	2 施設設置を前提としない風況調査に伴う仮設のポール(仮設のその他の工作物)に基づく審査基準により、個別にその風致上の支障等を判断することとなります。
21		パブリックコメント手続きをとった上で一定の理解が得られた案件について許可する等の条項が必要ではないか。	自然公園法上の審査については全国一律の基準に基づくこととしていますが、地域住民の意見等については必要に応じて環境調査結果に記載を求め審査の参考とすることを検討しています。
合計件数			47